

令和5年6月1日

白石土地改良区
理事長 田島 健一
(☎0952-71-5123、FAX0952-71-5124)
URL <http://www.shiroishi-tochi.jp/>



任期満了に伴う総代改選による 新総代128名が就任

組合員の皆様には、日頃より土地改良区の事業運営に際しまして、格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

去る3月24日に、福富ゆうあい館に於いて、第48回通常総代会を開催し、福富地区総代 江口文博議長進行のもと、新年度事業計画(案)・予算(案)等について審議され、全議案承認されました。

また、2月23日任期満了による総代選挙が実施(選挙日 2月13日:無投票)され、定数128名の新総代が決定、就任されました。改選前の総代の皆様の任期中には、思いがけず新型コロナウイルス感染拡大の渦中となり、コロナ感染防止の為初めて書面議決を取り入れての総代会を開催するなど対策が取られました。緊急事態宣言の影響による農作物価格の低迷、物価高騰さらには豪雨による農作物被害等社会情勢が著しく変化するなか、土地改良区運営に際しましてご協力いただきありがとうございました。

新総代の皆様をはじめ、組合員の皆様には今後とも土地改良区運営基盤強化推進等に何卒ご指導・ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

土地改良功労者表彰の紹介

永年に亘り土地改良事業にご尽力いただいた方々に感謝状が授与されましたのでご紹介いたします。

表彰の種類	役職	受賞者名	功績
特別功労表彰	旧第一理事	永石 幸人 様 (75歳)	理事6期 監事1期 等
特別功労表彰	旧理事	小野 立生 様 (70歳)	理事4期 等
功労表彰	旧理事	東島 茂 様 (享年68歳)	理事2期 等

令和5年度 賦課体系（基準・徴収方法・時期等）

1. 賦課基準

会計区分 (科目)	賦 課 基 準					
	種 別	割合	地 目	明 細	対 象 地	10a単価(円)
一般会計	事務所費 (経常賦課金)	地 積 割	田	事務所費 ・ 管理費	北方町医王寺	250
					北方町芦原	400
					北方町大渡	550
			町内全域 福富干拓畑を含む		2,300	
			廻里江(有明) 畜産団地(福富) の畑のみ		850	
	国営事業償還金 (特別賦課金)			田・畑		白石町管内地域別単価(500円～1,300円/10a)

※経常賦課金及び国営事業償還金については、福富干拓・廻里江・畜産団地以外の畑には、賦課しません。
 ※地籍割にて算出した賦課金の10円未満の端数については切捨て処理をします。

◎休耕田(不耕作地)転作田の場合でも地目が田であれば賦課金がかかります。

※農事組合法人内(一部除く)での、利用権設定については土地改良区で把握できない為、賦課金発行後の耕作者変更等による賦課額の変更については、貸手借手さん同士での訂正をお願いします。

2. 徴収の方法

土地改良区より直接組員へ賦課徴収(納付書等配布) (指定金融機関への口座振替を含む)
 農業法人等に徴収委託して徴収する場合は、予算の範囲内において徴収手数料を交付することができるものとする。

3. 納入期限

経常賦課金 (全期) 令和5年 6月30日

国営事業償還金 (全期) 令和5年 10月31日

但し、現年度賦課金に限り、再振替を実施することが出来る(JAのみ)

☆佐賀共栄銀行での賦課金の窓口収納取扱いが変更されました

4月より佐賀共栄銀行窓口での賦課金納付書の取扱いが停止されました。

現在お持ちの納付書等に納付場所として「佐賀共栄銀行」が記載されている場合でも、4月からは佐賀共栄銀行窓口での賦課金納付はできませんので、ご注意ください。

なお、佐賀共栄銀行以外の金融機関の賦課金取扱いについては変更ありません。

- ◆口座振替を設定されておられる方で口座名義人様がなくなられている場合は、最寄りの指定金融機関にて手続きをお願いします。変更されていない方については、口座引落ができませんので、納付書を送付しております。
- ◆ゆうちょ銀行からの払込みを希望される方につきましては、ゆうちょ銀行払込み取扱用紙を用意しておりますので、土地改良区事務所までお問合せください。

☆令和5年度より賦課金納付書が変わります。

今年度から賦課金システムの変更により、従来の納付書が一新されます。(下記イメージ図参照)
お間違いのないようお願いします。

賦課金通知書兼領収書 <small>(収銀店→納付者保留)</small>		賦課基準	延積	単価(円)	金額(円)
〒 <input type="text"/> 組員(<input type="text"/>)			m		
様					
右記の賦課金を下記の通り納付願います。 年 月 日 白石土地改良区 理事長 田島 健一					
納期限	平成 26 年 月 日 当土地改良区及び指定金融機関(裏面参照)				
納入場所	※ 白石町役場では納入できません。				
<small>延滞金は納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年利5.75%の割合を乗じて得た金額を賦課金と併せて納付しなければなりません。 但し、翌年度賦課金に限り納付後90日以内の延滞金の徴収は行いません。 この賦課の滞りによる滞りがある場合は、この通知書を受けた日の翌日から30日以内に、当改良区に対して催告請求が出来ます。 また、催告請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から15日以内に土地改良区を催告として賦課の取消の請求をすることができます。</small>		領収印	賦課金合計		
		右記の金額を 領収しました	延滞金(日)		
			督促手数料		
			総 合 計		

領収済通知書 <small>(収銀店→改良区保留)</small>		賦課基準	延積	単価(円)	金額(円)
〒 <input type="text"/> 組員(<input type="text"/>)			m		
様					
右記の金額を領収しましたから通知します。 年 月 日					
領収者 白石土地改良区 理事長 田島 健一 殿		賦課金合計	延滞金 (日)		
		督促手数料	総 合 計		

徴収窓口控 <small>(収銀店保留)</small>		賦課基準	延積	単価(円)	金額(円)
〒 <input type="text"/> 組員(<input type="text"/>)			m		
様					
右記の金額を領収いたしました。	領 収 印				
年 月 日					
領収者 白石土地改良区		賦課金合計	延滞金 (日)		
		督促手数料	総 合 計		

※賦課金は期限内に納めていただきますようご協力をお願いいたします。

※賦課金を滞納すると、土地改良法第39条の規定に基づき、滞納処分の手続きを行うことになり、財産の差押等の処分を執行する場合があります。

《《 忘れていませんか？土地改良区への届け出が必要です!! 》》

●農地に移動があった場合

※農業委員会等へ届出変更されても、土地改良区へ届出がない場合には前の組合員にそのまま賦課されますので注意して下さい。

※農地を転用する場合には、**農地転用決済金の納入が必要です。**

白石土地改良区受益地区内の田及び八平・新開の畑の農地転用等地区除外 及び 形状変更（北方地区を除く）

◎決済金とは

土地改良施設の維持管理は組合員の賦課金でまかなっているため、農地転用により農地が減ると残った農地が今後負担を負う事になります。負担の公平を図る目的として、転用する際は決済金を納めていただき維持管理費に充当しています。（土地改良法第42条第2項より）

●資格者（組合員）に変更があった場合

下記の場合には、土地改良法第43条第1項の規定により組合員様から土地改良区へ通知することが義務付けられています。

- ①農地の売買・貸借・贈与・交換等の場合（新規就農者）
- ②農業者年金等の受給による経営移譲の場合
- ③生前贈与または、組合員死亡による名義変更の場合
- ④組合員の住所変更の場合

「組合員資格得喪通知書」の提出が必要です。

●土地改良区が管理する水路等に構造物を設置される場合

水路に自宅や耕作地に通じる橋を架けるなど、特定の者が個人の目的で継続的に水路を使用する場合には水路管理者による「占用許可」が必要になります。

各届出様式は土地改良区に準備していますので、お問い合わせください。

◎補助金返還について

※暗渠排水工事の施工から10年以内の農地転用については、財産処分(補助金返還)の対象になり、転用の許可が大変遅れる場合がありますので、10年以内の農地転用はお控えください。
(農地転用を計画される場合には、補助金返還対象農地でないかの確認をお願いします。)

《職員紹介》

令和5年4月1日付けで職員1名を新規採用しました

職員氏名 鶴 阜平（白石町堤在住・27歳）

一日でも早く業務を覚え、組合員皆様のお役に立てるように頑張りますので、よろしくお願ひいたします。